

## 第16条（法令等の遵守）

旧	新
	<p data-bbox="1211 288 1480 323"><u>（法令等の遵守）</u></p> <p data-bbox="1173 331 2130 411"><u>第16条 市長等及び職員並びに議員は、職務の遂行に当たっては、法令及び条例等を遵守しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1173 464 1308 499"><u>〔解説〕</u></p> <p data-bbox="1211 507 2130 587"><u>この条は、市長等及び職員並びに議員の法令等の遵守義務を定めています。</u></p> <p data-bbox="1211 639 2130 943"><u>・地方公共団体は、法に基づいて活動しますので、当然のことながら、その市長等及び職員並びに議員も、法に基づいて仕事をしなければなりません。このため、市長等及び職員並びに議員は、法令及び条例、規則等に違反しないように、これらを遵守して活動しなければなりません。また、単に法令等を遵守するだけでなく、模範的でよいと市民が思えるような行動をすることも求められています。</u></p>

